

# 在宅勤務の積極的活用を！

## 出勤困難休暇区分も再提示！

4月16日、新型コロナウイルス対策として緊急事態宣言の対象区域を全国に拡大したことを受け、4月17日付の教育長通知によって、4月20日から県立学校の一斉臨時休校をすることとなりました。これに伴い、県教委は4月17日に、「教職員の在宅勤務について」の通知を发出了しました。感染拡大防止という観点から、県立学校に勤務する教職員を対象に、「在宅勤務」を実施するというものです。これは、教職員に自宅での勤務を可能とするもので、このような通知を发出了したことには、高教組としても賛意を示します。この通知の趣旨を踏まえ、各学校で適正に「在宅勤務」を取得してください。

また、4月17日付で「出勤困難休暇」取得の区分が再度示されました。本人が罹患、または濃厚接触者となった場合、家族が罹患または濃厚接触者となり、職員本人に発熱等の症状がある場合、子どもの世話をする場合、「出勤困難休暇」が取得できます。家族が罹患、濃厚接触者となっても、職員本人に発熱等の症状がない場合は、原則出勤となりますが、感染拡大のリスクを考えて出勤しない場合には、在宅勤務、職専免の取得は可能としています。

この2つの通知を根拠に、教職員の皆さんが安心して、在宅勤務等を行い、感染拡大防止につとめ、感染収束にむけての取り組みを進めていきましょう。

### 県教委に確認しました

- ①何のための「在宅勤務」ですか？  
→1 趣旨にある通り、感染拡大防止のため。
- ②「在宅勤務」は、管理職が指示するものですか？職員が希望して取得するものですか？  
→制度上は、校長命令になっているが、実質は本人の希望になるだろう。
- ③実施していない学校もあるようだが…。  
→学校運営に支障がない範囲で、としているので、各学校の実情によって取り組みの差はあると思う。
- ④対象は県立学校、全ての教職員か？行政職も含むことを明示してはどうか  
→事務職員、現業職員も対象になっている。現状では改めて通知はしない。

### 高教組の考え

本県においては、4月11日以降、新たな感染は確認されていません。それでも、感染のリスクは今もあります。学校現場では一斉休校によって生徒が登校していませんが、教職員はそのまま出勤している状況にあり、職員室等では「三密」の状態になりがちです。このまま学校を再開させると、学校がクラスターになる恐れもあります。

教職員と子どもたち、そしてすべての人々の命と健康を守るため、各学校でこの通知の趣旨を正しく理解し、感染拡大防止のために確実に運用されることが極めて重要です。各学校の校長は積極的に在宅勤務を命ずるべきだし、私たち教職員も積極的に「在宅勤務」の声をあげる必要があると考えます。